

特定医療費の支給に関する事務において、 個人番号（マイナンバー）の利用が始まります。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「番号法」といいます）に基づき、特定医療費の支給に関する事務において個人番号の記載並びに本人確認のための書類の提出が必要です。

○個人番号の記載が必要になった様式

- （様式第1号）支給認定申請書 「受診者/要支援者」と「申請者」の番号記載
- （様式第3号）世帯調書 「支給認定基準世帯員」の番号記載
- （様式第7号）記載事項変更届 「受診者/要支援者」と「保護者」の番号記載

なお、個人番号の記載に伴い、**他人の成りすまし防止**のため、申請の際には厳格な本人確認が義務づけられています。

申請者（18歳未満は保護者）の方は「番号確認」及び「身元確認」、同一保険世帯の方は「番号確認」のみさせていただきます。

本人確認とは・・・

正しい個人番号であることの確認「①番号確認」と、
手続きを行っている方が個人番号の正しい持ち主であることの確認「②身元確認」
です。申請の際には、それぞれの確認に必要な以下の書類を提出してください。

①番号確認

以下のいずれか1点

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード

（ただし、氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り。）

- ・住民票（個人番号入り）等

個人番号の記載が必要な方全員の番号確認が必要です。

②身元確認

以下のいずれか

【1点確認でよいもの】

- マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真あり）、療育手帳、パスポート等

【2点確認でよいもの】

- 公的医療保険の資格確認書（医療保険証）
- 年金手帳、医療受給者証、児童扶養手当証書等

※申請時の提出書類である「所得課税証明書」

「医療保険証」等による身元確認も可。

ただし、住民票（個人番号付き）で番号・身元確認を同時に行うことは不可。



「マイナンバーカード」を持ったら、ひとつで両方の確認ができるがやね。

確認が必要な書類については、本人の窓口申請の場合は原本提示、郵送若しくはご家族等「使者」による窓口申請の場合はコピーを提出してください。

「誰の何を提出すればいいのかわからない」時は、お気軽にお問い合わせください（問い合わせ先は裏面参照）。

－問い合わせ先－

所属名等	電話番号	所在地	担当地域
安芸福祉保健所 健康障害課	0887-34-3177	〒784-0001 安芸市矢ノ丸 1-4-36	安芸市・室戸市・東洋町 奈半利町・田野町・安田町 北川村・馬路村・芸西村
中央東福祉保健所 健康障害課	0887-53-3171	〒782-0016 香美市土佐山田町山田 1128-1	南国市・香美市・香南市 本山町・大豊町・土佐町 大川村
中央西福祉保健所 健康障害課	0889-22-1247	〒789-1201 高岡郡佐川町甲 1243-4	土佐市・仁淀川町・いの町 越知町・佐川町・日高村
須崎福祉保健所 健康障害課	0889-42-1875	〒785-8585 須崎市東古市町 6-26	須崎市・中土佐町 四万十町・津野町・梶原町
幡多福祉保健所 健康障害課	0880-34-5124 34-5120	〒787-0028 四万十市中村山手通 19	四万十市・宿毛市 土佐清水市・黒潮町 三原村・大月町
高知市保健所 (健康増進課)	088-803-8005	〒780-8571 高知市丸ノ内 1 丁目 7-45 総合あんしんセンター内	高知市 ※変更申請は 高知県健康対策課へ
高知県庁 健康対策課	088-823-9678	〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号	